

目標Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場でともに参画し、意見が平等に反映されることが重要です。

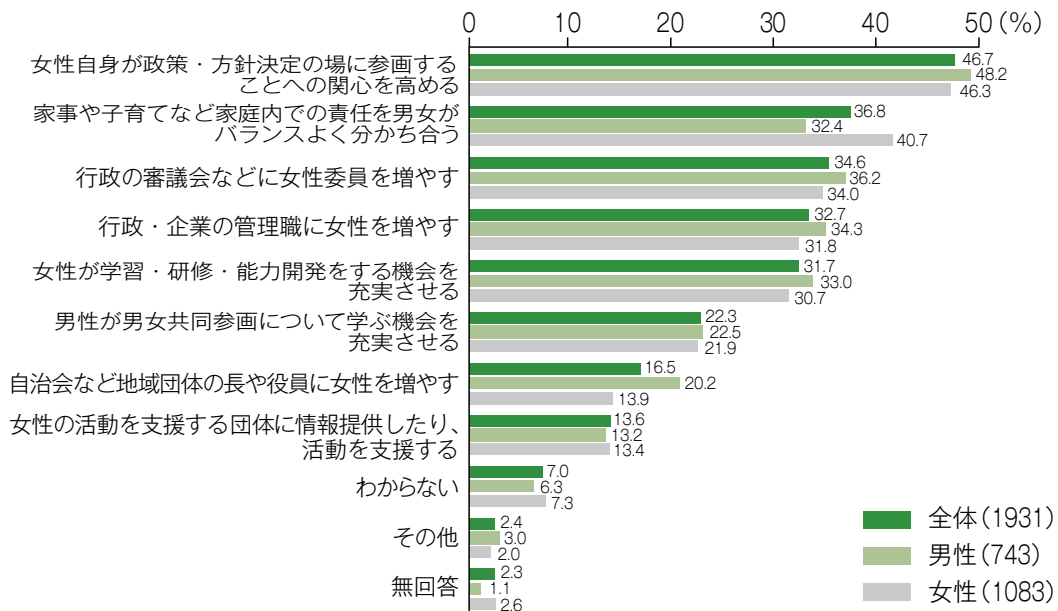
政策・方針決定過程*への女性の参画は、平均的にはゆるやかな上昇傾向にありますが、まだまだ不十分な分野も少なくないのが現状です。

市民意識調査では、約半数の人が、女性が政策・方針決定の場に進出するためには、女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を高める必要があると感じています。より多くの女性が、行政、経済活動への関心や、主体的に政策・方針決定の場に参画する意欲を高めるための啓発が必要です。

さまざまな分野で女性が能力を発揮していくためには、まず、市が率先して取組を行い、事業者に対しても自主的な取組を促す必要があります。市の執行機関の附属機関である審議会などの委員に女性を積極的に登用し、多様な意見が市政に反映されるようにしていきます。そのためには、行政情報の積極的な公表や行政への参画機会の拡充が必要です。

また、市民が主体となって男女共同参画活動を推進するための人材の発掘と育成や、女性の参画を進めるための事業者や団体の自主的な取組を後押しするための情報提供や意識啓発を実施していく必要があります。

女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

***政策・方針決定過程**

議会や官公庁・企業・各種団体、審議会など各種委員会などにおける組織の政策や方針の立案、決定といった社会的な意思を決定する過程をさします。

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点2

行政においては、市の審議会等委員へ女性を積極的に登用し、女性職員の管理職への登用・職域の拡大を行い、市が率先して女性の政策・方針決定過程への参画を進めます。また、事業者や団体における自主的な取組を促進していきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 行政・審議会等への女性の積極的登用	57	審議会等委員への女性の登用促進 男女が対等なパートナーとして政策・方針などの決定に参画できるよう審議会等委員への女性登用を促進します。審議会等委員への女性登用促進要綱に基づき、委員の選任の際、目標値を下回る所管課と事前協議を実施するほか、毎年、全審議会等の登用計画書の作成を行います。また、男女共同参画推進本部を中心に全庁的な取組を行います。 ◇目標値 審議会等における女性委員の割合 35.4%（平成20年8月）→40.0%（平成25年度末） ◇目標値 女性がいない審議会の数 16件（平成20年8月）→0件（平成25年度末）	男女共生推進課 全庁
	58	市の女性職員の管理職への登用推進 性別にかかわらず職員が能力を最大限に発揮できる組織をつくるため、女性職員の管理職への登用を推進します。	人事課 教育総務課
	59	市の女性職員の職域拡大 女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大を進めます。	人事課 教育総務課
	60	審議会等委員の市民公募の実施 審議会等委員の男女割合の格差を積極的是正するため、市民公募を実施し、女性の市政参画を促進します。	改革推進室 全庁
2 事業者・団体による取組の促進	61	自治会等地域団体の活動における女性の積極的参画と女性役職者の登用促進 自治会、地域団体の活動への女性の積極的な参画促進と女性の役職者の積極的な登用について働きかけます。	コミュニティ課 男女共生推進課
	62 VIに再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）*の周知 事業所・団体の方針決定過程の場に女性が少ない状況を改善するために、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）促進のためのリーフレットを配布します。	労働政策課
	新規 63 Vに再掲	事業所を対象とする講座の実施 市内事業所からの要望に対し、講師を派遣して男女共同参画講座（ワーク・ライフ・バランスや、女性の能力活用など）を開催します。	男女共生推進課

*積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）
 男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

施策の方向 2 政策・方針決定過程の透明性の確保

市民の行政への関心を高め積極的な参画を促すために、情報公開制度や広報の充実などにより行政情報を積極的に公表するほか、パブリック・コメントの実施や区民議会の開催などにより市民の行政への参画機会を拡充します。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 行政情報の積極的な提供・公表	64	行政評価システムの推進 市の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、評価結果を公表することで行政の透明性の向上を図り、市民参加による市政を推進します。	改革推進室
	65	情報公開の推進 市の保有する行政情報を市民の請求に応じて公開し、また、市政に関する情報の提供を行い、市政への参加を促進します。	市政情報課
	新規 66	広報の充実 市報さいたま、市政テレビ放送、ホームページなどを充実し、積極的に市の施策を広報します。	広報課
2 行政への参画機会の拡充	67	パブリック・コメント制度*の活用 市民意見を政策に反映させるため、市の基本的な政策を策定する場合は、パブリック・コメントを実施します。	コミュニティ課
	68	区民会議による協働のまちづくり 区民と行政との協働によるまちづくりを行い、市民参加型の行政運営を行います。	コミュニティ課
	69	政治や選挙に関する意識・関心の高揚 若年者の政治意識の向上、有権者の政治、投票参加の向上を目指して、政治啓発講演会の開催、街頭などにおける選挙啓発活動などを実施します。	選挙課

*パブリック・コメント制度

市の基本的な政策などの策定に当たり、当該政策などの形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民などの意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民などの意見を市の政策などに反映させる制度。

施策の方向3 男女共同参画に向けた人材発掘・育成

行政や地域活動などへの市民の参画を促進するためには、一人ひとりが自らの意識と能力を高めていくことが必要です。男女共同参画社会の実現を目指して活躍できる人材の発掘や育成に積極的に取り組み、市民が活動の場を広げていくための支援をします。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 男女共同参画の実現をめざす 人材の発掘・育成	70	人材リストの作成と活用 市政への女性の参画を促進することを目的に、広く女性の人材情報を収集し、審議会等の委員への登用などに活用します。	男女共生推進課
	53 Ⅲに 再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援 男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画、運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共生推進課
	新規 71 Ⅵに 再掲	女性のチャレンジ支援講座の開催 各分野で活躍できる人材を育成するため、起業や社会貢献、ボランティア活動、生涯学習など、女性のチャレンジを総合的に支援するための講座を開催します。	男女共生推進課
2 指導的役割を担う 女性の人材育成	72	男女共同参画リーダーの育成 男女共同参画への理解を深めるための各種講座を開催し、各分野でリーダーとなれる人材を育成します。	男女共生推進課
	73	社会教育活動における指導者の育成 青少年に対する野外活動における、女性指導者の養成と資質能力の向上を目指した講習会を開催します。	青少年課
	74	女性農業者の育成 さいたま市女性農業者連絡会で各種研修会を開催する他、会員には他団体主催の研修会への参加を促します。	農業政策課
	75 Ⅶに 再掲	女性スポーツ指導者の育成 市民の健康増進、地域活動の活性化を図るため、体育指導委員が市民に親しみやすいスポーツを教える教室や大会を実施します。 ◇目標値 女性の体育指導委員数 97人（平成20年度末） →123人（平成25年度末）	体育課

目標V 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり

男女がともに社会のあらゆる活動に参画し、個人の能力を発揮していくためには、人生の各段階に応じて、仕事と子育て、介護、地域活動、自己啓発などを両立し、各々が自分らしい生き方を選択できる社会の実現が不可欠です。

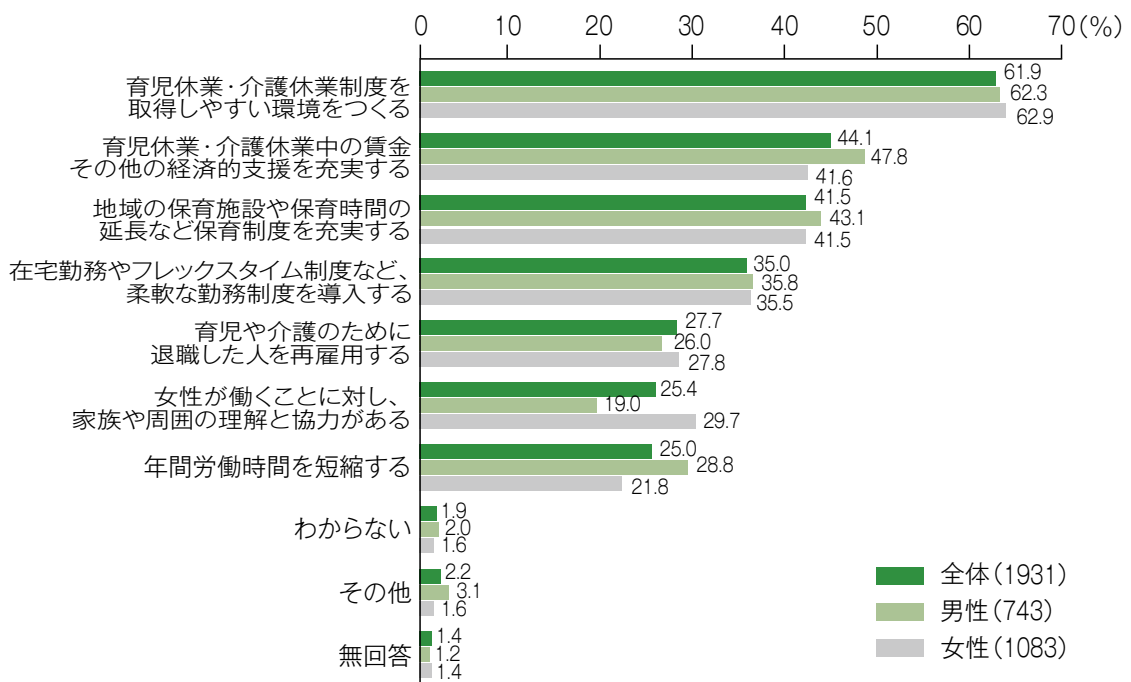
しかしながら、子育て期にある男性は長時間労働により家庭や地域での活動の時間を確保することが難しい状況にあり、その一方で、女性は家事・子育て、介護、地域活動などの多くを担うこととなり、希望する形で働くことが困難となっています。

市民意識調査では、半数を超える人が、仕事と家庭を両立するためには、育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる必要があると感じています。

このため、男女がともに協力しながら家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが重要となっています。就労形態や生活様式の多様化に対応した子育て支援や介護を支える体制を整備するとともに、育児・介護休業の取得促進など事業者の積極的な取組を促進することが必要です。

また、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性の生き方を見直し、家庭生活や地域活動に参画するための啓発事業を実施し、仕事・家庭生活に加え、男女がともに地域活動に取り組むための支援が必要です。

仕事と家庭の両立のために必要なこと



資料:さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査(平成19年1月)

施策の方向1 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境の整備

重点1

男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発を進めます。また、事業者の取組を後押しするとともに、市役所も一事業者として、仕事と生活の調和の推進に率先して取り組んでいきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 仕事と生活の 両立のための 意識啓発	新規 76	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の啓発、WLBの一層の促進に向けた事業者の取組の評価、事業者のWLB導入の支援など、関係各局の連携の下に、仕事と生活の調和を実現するための事業を展開します。	子育て企画課 労働政策課 男女共生推進課
	新規 77	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催 仕事と生活（家事・育児・介護・地域活動・趣味など）との両立に関する講座を開催します。また、男女がともに家庭的責任を担うことへの理解を深めるための講座も開催します。	男女共生推進課
	78	男性のための講座の開催 男性の家庭・地域生活への参加を促進するための講座を開催します。	男女共生推進課
2 事業者による 取組の促進	新規 63 Ⅳに 再掲	事業所を対象とする講座の実施 市内事業所からの要望に対し講師を派遣して、男女共同参画講座（ワーク・ライフ・バランスや、女性の能力活用など）を開催します。	男女共生推進課
	新規 79 Ⅵに 再掲	入札における優遇措置 競争入札参加資格審査における格付けにおいて、子育て支援に取り組む事業者に加点することにより、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進を後押しします。	入札企画課
	新規 80 Ⅴ-2 に再掲	事業所内保育施設推進事業 事業所内保育施設の整備や地域の児童受入れのための拡充・新設に要する経費、地域の児童を受け入れた場合の運営費を補助します。 ◇目標値 事業所内保育施設数 1か所（平成20年度末）→16か所（平成25年度末）	保育課

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 育児・介護休業等 への理解と取得の 促進	81	育児・介護休業制度の普及・啓発 事業主・従業員などに対して、育児・介護休業制度の周知を図るためのリーフレット・ガイドブックなどを配布します。	労働政策課
	82	労働法規等への理解の促進 労働法などのリーフレット・ガイドブックを配布するほか、労働法講座を開催します。	労働政策課
	83	労働時間短縮のための啓発 定時退社の促進など労働時間短縮のための啓発を行います。	労働政策課
4 事業者としての 市役所の取組	84	育児・介護休業取得の促進 市職員の育児休業・短時間勤務・部分休業、介護休暇の取得を促進します。 ◇目標値 男性職員の育児休業取得率 3.0%（平成19年度）→5.0%（平成21年度）	人事課
	85	労働時間短縮の啓発 市職員の労働時間短縮を図るため、時間外勤務の縮減に向けた取組の徹底を周知していきます。 ◇目標値 時間外勤務360時間／年以上の職員比率13.6%（平成19年度）→0%（平成21年度）	人事課
	86	リフレッシュ休暇やボランティア休暇の取得促進 市職員のリフレッシュ休暇やボランティア休暇の取得を促進します。	人事課

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

男女がともに子育てを担えるよう、子育て情報の提供や様々なニーズに即した保育サービスの提供など、就労形態や生活様式の多様化に対応した子育て支援策を充実していきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 子育て情報の提供と学習機会の充実	87	母親学級・両親学級の実施 初めて母親・父親になる市民対象に、両親が協力しながら安心して出産・育児ができるように、講義と実習を行います。	保健所 地域保健課
	88	親子教室の実施 保健センター・児童センターにおいて、子育てに関する様々な教室を開催し、育児に関する不安の解消を支援します。	保健所 地域保健課 子育て支援課
	89	子育て情報の提供 子育て応援ダイヤル、子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」など、市内の子育て情報を一元的に提供します。 また、各区保健センターにおいて、市の保健事業のガイドブックを作成し、妊娠・子育て中の方に情報を提供します。 ◇目標値 子育てWEBアクセス数 24万件/年（平成19年度）→30万件/年（平成25年度） ◇目標値 子育てWEB会員登録数 630件（平成20年7月）→1,000件（平成25年度末）	子育て支援課 保健所 地域保健課

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
2 子育て支援策の 充実	90	子育て相談の実施 各区役所に家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。	子育て支援課
	91	子育てサークルへの支援 保育所併設型の子育て支援センターにおいて、地域の子育てサークルなどの支援を行います。	保育課
	92	子育て支援ネットワークの充実 保健・福祉・教育の関係者・関係機関や市民団体が情報や意見を交換し、子育て支援サービスの検討を行う官民協働の子育てネットワークを充実していきます。	子育て支援課
	新規 93	子育て支援拠点施設整備・運営事業 子どもを育てるすべての家庭が安心して地域で子育てができるよう、仲間作りや相談、情報提供などの支援を行う、各種子育て支援センター(単独型・保育所併設型など)、地域子育てサロン(のびのびルームなど)などを整備します。 ◇ 目標値 単独型施設数 7か所(平成20年度末)→10か所(平成25年度末) ◇ 目標値 保育所併設型施設数 38か所(平成20年度末)→48か所(平成25年度末)	子育て企画課 子育て支援課 保育課
	94	ファミリー・サポート・センター*の充実 就労による臨時的・一時的な保育ニーズに対応し、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人の活動をサポートします。 ◇ 目標値 会員登録数 3,272人(平成19年度末)→3,800人(平成25年度末)	子育て支援課
	新規 95	子育てヘルパー派遣事業 体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパー有資格者を派遣し、家事・育児支援を行います。	子育て支援課
	新規 96	子どもショートステイ事業 疾病、疲労、看護、出張などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童を児童養護施設などにおいて短期間預かる事業を実施します。	子育て支援課
	97	障害児の地域療育等の支援 障害のある児童の早期発見、早期診断から早期療育を行います。また、適切な療育を身近な地域で受けることができるよう、市域北東部に障害児通園施設を設置します。	障害福祉課

*ファミリー・サポート・センター

仕事と子育ての両立などを支援するため、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、同センターアドバイザーが調整し、地域で助け合う仕組みです。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
3 保育施設等の 整備・充実	98	延長保育・一時保育・休日保育の拡充 延長保育や休日保育を実施する施設、一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児疲労の解消に対応するための一時保育を実施する施設を増やします。	保育課
	99	低年齢児童保育と病児保育の拡充 低年齢児保育の実施設と、病気・病気回復期のため、保育所での集団保育が困難な児童を専用のスペースで一時的に預かる病児保育を実施する施設を増設します。 ◇目標値 病児保育実施施設数 3か所（平成20年度末）→10か所（平成25年度末）	保育課
	100	市認定保育室の充実 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たした施設をナースリールーム・家庭保育室として認定・指定し、運営の助成をします。また、幼稚園型の認定こども園、私立幼稚園における預かり保育の実施も促進します。 ◇目標値 認定こども園施設数 1か所（平成20年度末）→11か所（平成25年度末） ◇目標値 預かり保育実施園数 70園（平成20年度末）→市内全私立保育園（平成25年度末）	保育課
	新規 80 V-1 に再掲	事業所内保育施設推進事業 事業所内保育施設の整備や地域の児童受け入れのための拡充・新設に要する経費、地域の児童を受け入れた場合の運営費を補助します。 ◇目標値 事業所内保育施設数 1か所（平成20年度末）→16か所（平成25年度末）	保育課
	101	放課後児童クラブの充実 就労家庭における子育てを支援するため、待機児童の多い小学校区を重点に、小学生が放課後に過ごす場の整備を進めます。 ◇目標値 放課後児童クラブ施設数 147か所（平成20年度末）→190か所（平成25年度末） ◇目標値 放課後児童クラブ受入児童数 6,403人（平成20年度当初）→7,500人（平成25年度末）	子育て支援課
	102	障害児保育の充実 発育や発達に心配のある児童を保育所で受け入れる障害児保育の実施園を拡充し、集団保育の中での健全な成長・発育を促します。	保育課

施策の方向3 充実した高齢期の実現

高齢者の男女がともにその意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、他の世代と交流しながら生きがいを持って生活することができるように、社会参加の機会の拡充を図ります。また、介護予防と介護支援の取組を進め、介護の負担が家族、とりわけ女性に集中することのないよう、社会全体で支えていきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 高齢者の社会参加の促進	103	生きがい活動事業の充実 高齢者の社会参加を促進するため、生きがいづくりや地域活動を支援する各種活動を充実します。 公民館において、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを目的とした高齢者学級を実施し、介護予防事業と連携した生きがい健康づくり・高齢者健康体操教室を実施します。 ◇目標値 講座受講者数累計 50,000人（平成19年度末）→60,000人（平成25年度末）	高齢福祉課 生涯学習総合センター・公民館
	104	世代間交流事業の充実 高齢者がその豊かな知識や経験を、スポーツ・レクリエーション・創作活動・地域ボランティアを通じて子ども達に伝える活動を支援するため補助金を交付します。	高齢福祉課
	新規 105	シルバーバンクの充実 高齢者の豊かな知識や経験を積極的に活用する地域社会づくりを進めるため、地域活動への参画を支援するシルバーバンク事業の充実を図ります。 ◇目標値 登録者数 200人（平成20年度末）→1,500人（平成25年度末）	高齢福祉課
	新規 106	生活機能評価と介護予防教室の実施 高齢者が加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診、機能の低下予防のためのつんどろ教室、機能回復のための筋力トレーニングなどを実施します。	介護保険課
	107	緊急通報・相談等事業の推進 ひとり暮らしの高齢者などが緊急通報機器を設置し、緊急時の通報を容易に行えるようにするとともに、日常生活上の各種相談に24時間体制で応じます。	高齢福祉課

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
2 介護支援策の充実	108	介護に関する情報提供と相談の充実 介護保険事業などに関する情報提供を実施します。また、各区役所において介護相談を実施します。	介護保険課
	109	認知症高齢者総合支援事業 認知症の高齢者やその家族の支援に向けて、早期発見・対応を図るための医療との連携体制づくりや地域住民の理解を得るための活動、及び高齢者虐待防止などに取り組みます。 ◇ 目標値 認知症サポーター活性化養成受講者数 5,022人（平成20年度）→9,350人（平成21年度末）	高齢福祉課
	110	生活支援ショートステイの実施 介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	介護保険課
	111	介護保険関連施設等の整備促進 在宅での介護が困難な高齢者が、必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の整備を促進します。 ◇ 目標値 施設の定員 5,309人（平成20年度末）→7,214人（平成25年度末）	高齢福祉課
	112	高齢者地域ケア・ネットワークの構築 地域健康福祉連絡会と在宅介護支援センターなどとの協力・連携の体制を築き、要援護高齢者の地域生活・日常生活を支援する地域ケア・ネットワークを構築します。 ◇ 目標値 ネットワーク構築地区数 12地区（平成20年度末）→47地区（平成25年度末）	介護保険課 高齢福祉課
	113	レスパイトサービス*の実施 知的障害児（者）を一時的に施設で預かることにより、高齢化が進む介護者を一定期間介護から解放し、その心身の疲れを回復できるようにするサービスを実施します。	障害福祉課

***レスパイトサービス**

レスパイトは休息、息抜きの意味。在宅の知的障害児（者）を施設で預かることにより、介護者を一時的に介護から解放し、日常の心身の疲れを回復できるようにします。

施策の方向 4 男女がともに取り組む地域活動の促進

NPO活動やボランティア活動、また環境保全や防災といった地域の課題に取り組む活動へ、男女がともに参画できるようにするとともに、その活動方針などの決定に男女のニーズの違いを反映できるようにします。また、高齢者・障害者を含む全ての男女が社会活動に参画することができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 NPO活動・ ボランティア活動 の促進	114 区に 再掲	<p>NPO・ボランティア等の活動への参加促進 男女共同参画に関連したNPO・ボランティア活動への市民参加促進のための情報の収集・提供をするとともに、関連団体との連携による講座を開催します。</p> <p>また、市民活動サポートセンターにおいて、市民活動に関する講座の開催などを実施し、学習の機会、交流や活動の場を提供します。</p> <p>◇目標値 市民活動サポートセンター利用登録団体数371団体（平成19年度末）→900団体（平成25年度末）</p>	<p>男女共生推進課</p> <p>コミュニティ課 市民活動支援室</p>
	115	<p>ボランティア体験講座の実施 社会福祉協議会との連携により、子どもを対象とした福祉体験学習を実施します。</p> <p>また、青少年を対象に、イベントボランティアを体験してもらう社会体験ボランティア講座を、実施します。</p>	<p>福祉総務課</p> <p>青少年課</p>
2 市民と市が 協働して取り組む 環境保全の促進	116	<p>環境啓発の推進 環境の日及び環境月間、夏季及び冬季の省エネルギー及び地球温暖化防止月間についての啓発を行います。</p>	<p>環境総務課</p> <p>地球温暖化対策課</p>
	117	<p>環境学習の推進 環境問題についての理解と認識を深めてもらい、環境保全を考えた自主的な取組を促進するため、環境教育・学習を実施します。</p>	<p>環境総務課</p>
	118	<p>市民参加型環境イベントの充実 「さいたま市環境フォーラム」を開催し、市民・事業者・市がそれぞれ独自に行っている環境保全への取組についての情報交換を行い、三者のパートナーシップを強化していきます。</p>	<p>環境総務課</p>
	119	<p>環境保全活動指導者の育成 学校、教育委員会、公民館との連携のもと、地域の環境保全の中心となる人材を育成し、学校や地域での環境学習や環境保全活動の連携・協力を進めます。</p>	<p>環境総務課</p>

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
<p>3 誰もが安全で 快適に暮らせる 環境の整備</p>	120	<p>自主防災活動の推進 地域における被災状況や救援情報といった情報の収集・伝達を行うとともに、住民の避難場所への誘導、避難場所での援助物資などの分配といった活動を充実します。</p> <p>◇目標値 自主防災組織結成率 83.3%（平成20年11月末）→90%（平成24年度末）</p>	防災課
	121	<p>女性消防団員の活動と入団の促進 家庭及び地域における防火意識の普及活動を行うとともに、初期消火技術の指導及び応急手当の普及啓発を行います。</p>	消防総務課
	<p>新規 122</p>	<p>福祉のまちづくりの推進 だれもが住みやすい福祉のまちづくりに向けて、ハード面での整備の基準及びソフト面における「心のバリアフリー」を啓発します。</p>	福祉総務課
	123	<p>交通バリアフリーの推進 高齢者・身体障害者などが安全かつ快適に公共交通機関を利用できるよう、市内各駅のバリアフリー化を推進するとともに、市民のバリアフリーに関する理解を深めるための事業も実施します。</p> <p>◇目標値 鉄道駅エレベーター設置率 改札外76%・改札内74%（平成20年度末）→100%（平成25年度末）</p>	交通企画課